

別表第2（第3条関係）

- （1）へき地等の集会施設や診療所等で複数の患者を対象としたオンライン診療の実施を計画している医療機関

補助事業者 ※	区分	要件
	①医療機関（歯科を除く。）	へき地等の集会施設や診療所等において複数の患者を対象としたオンライン診療の実施を計画していること
補助率	定額	
補助基準額	223万9千円 （オンライン診療実施医療機関・集会施設の環境整備）	
補助対象経費	上記補助事業者①における以下の対象機器の整備費用	
対象機器	（1）オンライン診療に係る看護師等派遣費用 （1回の派遣で、1箇所目は派遣者1人あたり3,800円（最大2名）、2箇所目も巡回する場合は、派遣者1人あたり1,900円を加算（最大2名）） （2）オンライン診療に必要な情報通信機器等の通信費及び購入経費又はリース経費 ・Wi-Fi ルーター及びその通信費 ・パソコン及びタブレット端末 ・パソコン並びにタブレット端末と接続するカメラ、スピーカー及びヘッドセット ・モバイルプリンター （3）オンライン診療の専用システム導入に係る初期経費及び利用料	

- ※1 補助事業者は、地域振興立法5法の対象地域に該当する中山間地域の患者を対象にオンライン診療を実施する場合に限る。
- ※2 補助対象となるオンライン診療は、患者が看護師等という場合に限る。
- ※3 補助対象経費（2）と（3）は、県の補助により整備済の場合は補助対象外とする。
- ※4 看護師派遣における1回の派遣とは、病院を出発してから到着するまでを指す。また、派遣の補助は、1日あたり1回の派遣で2箇所までを対象とし、3箇所目以降は補助対象外とする。
- ※5 診療報酬において算定できる経費については補助対象外とする。

(2) 補助事業者①が実施するオンライン診療の会場となる医療機関

補助事業者 ※	区分	要件
	②医療機関（歯科を除く。）	オンライン診療の会場としてオンライン診療の実施を計画していること
補助率	定額	
補助基準額	33 万円 (へき地等の診療所の環境整備)	
補助対象経費	上記補助事業者②における以下の対象機器の整備費用	
対象機器	(4) オンライン診療に必要な情報通信機器等の通信費及び購入経費又はリース経費 ・Wi-Fi ルーター及びその通信費 ・パソコン及びタブレット端末	

※1 補助事業者は、地域振興立法5法の対象地域に該当する中山間地域の患者を対象にオンライン診療を実施する場合に限る。

※2 補助対象となるオンライン診療は、患者が看護師等という場合に限る。

※3 補助対象経費(4)は、県の補助により整備済の場合は補助対象外とする。

※4 診療報酬において算定できる経費については補助対象外とする。